

No.	業務 (運用時から運用)	機能ID	意見の分類 (運用時から運用)	新規意見区分 (運用時から運用)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (運用時から運用)	対応方針			詳細	回答集約 (地方団体構成員)	検討結果
					修正前	修正後	分類 (運用時から運用)	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 賛否 (共有、意見照会、不要)			
法人住民税	110144	①：要件追加	①：新規意見		(管理項目に含む) ・法人税法の規定によって計算した法人税額	(管理項目に含む) ・法人税法の規定によって計算した法人税額 (法人税額がマイナスの場合を含む)	⑧：業務精度向上	実面上、課税標準となる法人税額には、法人税額がマイナスの場合でもそれを上回る試験研究費があったために課税標準額が発生するケースがあるため	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 ①法人税額がマイナスとなることは想定していませんが、マイナスとなるケースはございますでしょうか。 ②マイナスとなるケースがある場合は、どのような場合に発生するのでしょうか。	(G市)：①機能ID110144が対象としている第20号様式（第20号様式別表1及び第20号様式別表1の2を含む）においては、マイナスとなるケースは無いと考えます。 (E市)：①法人税額がマイナスで入力できないシステムを使用しているが、困ったケースはないです。 ②確認では、試験研究費があったために課税標準額が発生するケースが想定される。 稀なケースなのでメモ対応でもいいのではと考える。 (K市)：法人税額をマイナスで入力することはこれまでございませんでした。 (C市)：①ある ②第20号様式別表1において、(B)+(10)<(11)の場合 (I市)：「意見の根拠 詳細」のとおり想定されます。その他の事例はありません。 (B市)：①法人税額がマイナスになることは、当市では想定しておりません。 (J市)：①法人税額がマイナスとなるケースは無い認識ですが、現行システムでは「法人税法の規定によって計算した法人税額」のマイナス値での入力に対応できています。 ②上記①のとおりです。 (F市)：当市では、マイナスとなるケースはありません。 所得金額又は欠損金額と法人税額を間違えて記入し、マイナス表記となっているケースはありますが、確認し、システム取り込み時に修正しています。 (H市)：①ある ②連納・過算法人で、法人税では控除できない繰越欠損金が発生した場合 (D市)：法人税額がマイナスの申告書を受理したことがないため不明 (A市)：①法人税額がマイナスとなるケースは無い認識ですが、現行システムでは「法人税法の規定によって計算した法人税額」のマイナス値での入力に対応できています。 ②上記①のとおりです。 (地方税共同機構)：①、②の照会内容について回答する立場にありません。 なお、現状のeTAXの仕様について参考として記載します。 「法人税法の規定によって計算した法人税額」の項目は複数の欄面においてございます。以下に確認結果をお示しいたします。なお、第8号様式、第9号様式、第21号様式については、「平成22年9月30日以前に解散した法人」の申告手続きの際に使用する様式となります。PCdesk(DL版)では事業年度のプルダウン選択について、過去10年分を選択できるような仕様ですが、平成22年は既に10年以上前となることから、選択できず実質利用できない様式となります。	法人税額をマイナス値で入力して管理している自治体も一定数あり、ペンダによっては法人税額入力を許容しているところもある。 一方で、法人税額がマイナス値になることを想定していない自治体、マイナス入力を行うとエラー（マイナス入力できない）とする設計としているペンダもある。 以上を踏まえて、機能要件に「（法人税額がマイナスの場合を含む）」と記載するとマイナス入力が必要になってしまうことから、備考欄に、「連納事業年度に限り、計算の結果法人税額がマイナスとなった場合に、マイナス値を入力できることは附けない。」という主旨の記載をする。	
【マイナス値を許容している欄面】 第6号様式、第8号様式、第9号様式、第6号様式（その2）、第6号様式（その3）、第6号様式別表1の2、第6号様式別表1、第10号様式（その1）、【第3号】第10号様式（その1）、【第4号】第10号様式（その1）、第20号様式、第21号様式、第22号の2様式（その1）、第20号様式別表1の2、第20号様式別表1																
【マイナス値を許容していない欄面】 第6号様式別表1の3、第20号様式別表1の3 (デジタル庁)：市町村の税務課に関する事項のため、制度所管番号において適切に判断いただければ、当庁から意見はありません (総務省デジタル統括アドバイザー)：意見無し。																

③仕様書改定案（帳票要件 等）に関するご意見

No	業務 （選択票から選択）	仕様書改定案の対象 （選択票から選択）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 （選択票から選択）	新規意見区分 （選択票から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 （選択票から選択）	対応方針				回答集約（地方団体構成員）	検討結果
									修正前	修正後	分類 （選択票から選択）	詳細			大分類 （反映する、反映しない、要検討）	要件修正方針 （追加、修正、削除、変更なし、要検討）	構成員確認（WT） 要否 （共有、意見照会、不要）	対応内容		
132	法人住民税	帳票レイアウト	0110007	みなす申告通知書			⑤：表明の児童し	①：新規意見	この申告により納付すべき住民税額	この申告により納付すべき● 民税額	②：実行事務総務・実行機能の調整	法人住民税の帳票レイアウトにおいて、自治体によって「法人住民税」ないし「法人市県税」を選択できるように「法人住民税」と記載していただいているが、この帳票はタイトルは可変だが、税額は住民税表記となっていたので整合性をとるため。	タイトルと同じ表現を揃える。	③：現行システムでは使用していない帳票	反映する	修正	共有	意見に基づき、下記の通り修正いたします。 「この申告により納付すべき住民税額」を「この申告により納付すべき 法人●民税 」	(G市)：追加の意見等は特にございません。 (E市)：特に意見ありません。 (K市)：意見はございません。 (C市)：承認 (F市)：承認 (B市)：対応のとおりで問題ありません。 (J市)：問題ありません。 (F市)：変更ありません。 (H市)：承認 (D市)：確認しました (A市)：問題ありません。 (地方税共同協議)：eLTAXで取り扱っていない様式かと思いますが、照会内容について回答する立場にありません。 (デジタル庁)：異論はございません (総務省デジタル戦略アドバイザー)：（意見なし）	確認のとおりで修正いたします。